

## 第8章 基本構想の実現に向けて

### 8-1 特定事業計画の策定

バリアフリー基本構想策定後、各管理者は速やかに特定事業計画を策定し、基本構想に即した具体的なバリアフリー事業を推進していきます。

### 8-2 スパイラルアップについて

バリアフリー法では適宜に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを務めることを国の責務としています。（バリアフリー法4条第1項）

バリアフリー基本構想策定後は、特定事業計画作成や事業実施までの期間にわたる継続的な進行管理が必要であることから、本市においても、今後「計画・実行・評価・改善」（PDCAサイクル）をくり返し行い、検証結果に基づいて新たな施策や措置を講じることで、バリアフリーの段階的・継続的な発展を図っていきます。

そのために、ハード・ソフト共に、事業を実施する担当各課が節目ごとに進捗状況の把握・評価を行い、各事業の進行管理を行います。

なお、進捗状況や進行管理状況については、習志野市障がい者地域共生協議会等の場を活用しながら、事業者、市民、関係団体等に定期的に情報開示・意見交換する仕組みを構築します。

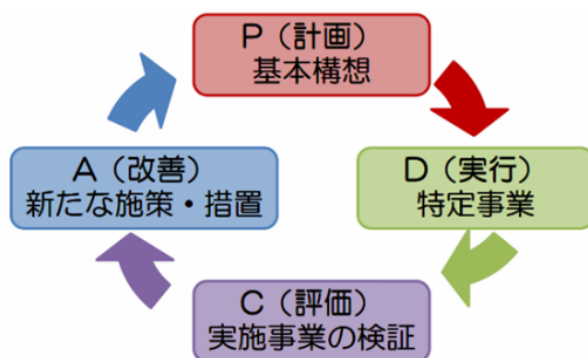


図 PDCAサイクル



図 進捗状況の把握・評価  
(バリアフリー点検)